

○木下委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席等の届け出はありません。

ここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時02分

○木下委員長 それでは再開いたします。

一つ目、令和2年第2回臨時会の運営について、(1)市長提出議案について、議案第1号ないし議案第5号について、理事者から説明を受けたいと思います。

○野崎総務部長 令和2年第2回臨時会が5月1日開会ということで、本日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算が2件、条例の制定が3件の合わせて5件であります。

議案第1号、令和2年度一般会計補正予算及び議案第2号、国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、後ほど、総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第3号から議案第5号までにつきましては、条例の制定であります。

議案第3号につきましては、令和2年6月における期末手当の額について、旭川市特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項及び附則第2項の規定による額から、市長については当該額に100分の10を乗じて得た額を、副市長については当該額に100分の8を乗じて得た額を、それぞれ減じた額としようとするものであります。

議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症に係る規定の整備でありまして、議案第4号につきましては、被用者のうち、令和2年1月1日以後に当該感染症への感染または感染の疑いによる療養のため、その労務に服することができなくなった被保険者に対し、傷病手当金を支給するための規定を整備しようとするものであります。

議案第5号につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを、本市において行う事務として追加しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤総合政策部長 議案第1号及び議案第2号の令和2年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ347億2千771万6千円を追加しようとするものでございます。

その内容といたしましては、補正予算書6ページから9ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款総務費に、公共交通事業者等緊急支援金で3千万円、3款民生費に、特別定額給付金支給費など2事業で340億7千43万2千円、4款衛生費に、出産支援推進費など3事業で5千114万9千円、5款労働費に、テレワーク導入奨励金など2事業で2千532万

4千円、7款商工費に、中小企業振興資金融資事業費など5事業で5億2千859万9千円、10款教育費に、学校給食管理費など4事業で2千221万2千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、4ページ及び5ページの歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で341億1千158万円、21款繰入金で3億6千280万6千円、23款諸収入で2億5千333万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

2ページ下段の第2表債務負担行為補正では、令和2年度旭川市中小企業振興資金（緊急対策資金（災害・景気対策融資））の融資に係る利子補給金を追加しようとするものでございます。

次に、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万2千円を追加しようとするものでございます。

その内容といたしましては、補正予算書14ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款保険給付費に、新型コロナウイルス感染症傷病手当金で650万2千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく14ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款道支出金で同額を追加しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○木下委員長 ここで、委員の皆さんから特段御発言はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○木下委員長 それでは、当該議案に対する審議方法について協議をしております。

各会派及び無所属議員に、本会議直接審議とするか、あるいは特別委員会付託とするか、確認をしてみたいと思います。

○品田委員（民主連合） 本会議直接審議でよいと思います。

○松田たくや委員（自民会議） 本会議直接審議でよいと思います。

○中野委員（公明） 本会議直接審議でよいと思います。

○石川委員（共産） 本会議直接審議で構わないと思います。

○金谷委員（無党派G） 本会議直接審議でよいと思います。

○佐藤委員外議員（無所属） 本会議直接審議でよいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 本会議直接審議でよいと思います。

○木下委員長 全会一致で本会議直接審議ということになりましたので、そのように取り扱わせていただきたいというふうに思います。

後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきます。

次に、（2）会期と日程についてであります。5月1日、金曜日の1日ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それでは、こちらもそのように取り扱います。

次に、（3）議会提出議案についてであります。

ア、議員の期末手当について、ここで、このことについて議長から報告を受けたいと思います。

○安田議長 4月27日の会長会議におきまして、議員の期末手当について協議を行った結果、本年6月に支給する期末手当については、10%削減するということが全会一致となりました。

したがって、議会運営委員会委員を提出者といたしまして、旭川市議会の議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部改正案を作成し、今臨時会で取り扱ってもらうよう議会運営委員会委員長にお願いするとともに、今年度予算の減額補正を市長に依頼したことを御報告申し上げます。

○木下委員長 ただいま、議長から報告がありましたとおり、会長会議におきまして、議員の6月支給分の期末手当を削減するという事で全会一致となっております、議案第6号として、旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案を、議会運営委員会委員を提出者として御配付させていただいておりますので、御確認いただきたいと思っております。

後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否について確認をさせていただきます。

ここで、特に御発言はございますでしょうか。

○石川委員（共産） 意見書を1本提出したいので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○木下委員長 ただいま、共産のほうから意見書案の提出の意向がありましたので、事務局から文案を配付させます。

（意見書案配付）

○木下委員長 臨時会におけます意見書・決議案につきましては、これまで緊急性ありということで全会一致になった場合に取り扱いをするということになっております。

提出会派であります共産から、当該意見書案の趣旨の説明とあわせて、緊急性等の部分も含めて説明をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○石川委員（共産） お手元にお配りしておりますように、新型コロナウイルス感染拡大に対して、現在、緊急事態宣言を全都道府県に拡大して発出されたところでありますし、また、観光・飲食・小売業を初め、幅広い業種に影響が拡大しているところであります。そういったことで、この1番のPCR検査の拡充など9項目について要望したいと思っておりますので、ぜひ、皆さんの御同意をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○木下委員長 ただいま、提出会派であります共産から説明がありました。先ほど申し上げましたように、臨時会における意見書・決議案につきましては、これまで緊急性ありということで全会一致になった場合のみ取り扱いをするということになっておりますので、この件の取り扱いについて、緊急性があるという判断をした上で扱うべきかどうかといった部分まで含めて、各会派に判断をお聞きしてまいりたいと思っております。

○品田委員（民主連合） 緊急性があると思っておりますので、扱っていいと思っております。

○松田たくや委員（自民会議） 取り扱っていいと思っております。

○中野委員（公明） 緊急性が認められますので、取り扱いについてはよろしいかと思っております。

○金谷委員（無党派G） 緊急性があるため、扱ってよいと思っております。

○佐藤委員外議員（無所属） 緊急性はわかりますが、もう既に行われていることが含まれているので、提出については反対です。

○横山委員外議員（無所属） 緊急性を認めて取り扱っていただきたいと思っております。

○木下委員長 ただいま佐藤議員のほうから、緊急性は認めるものの、意見書として扱わないというような発言がございました。

佐藤議員にもう一度確認させていただきますが、緊急性は認めるけれども、意見書として扱うことは不適當ということで受けとめていいですか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 意見書・決議案を臨時会で審議するためには、あらかじめ告示するか、または緊急事件として認定することが必要であります。旭川市議会では、議会運営委員会で協議の結果、緊急事件とすることで全会一致になった場合のみ取り扱うこととしております。全会派一致ではなくて全会一致なので、無所属の方も含めて全員が一致しない限りは出せないということになります。

よって本件については、今臨時会では扱わないということになりますので、御確認をお願いします。

以上で、予定をしております協議事項については全て終了とさせていただきます。

次回の議会運営委員会の招集についてであります。4月30日、木曜日の午前10時、口頭招集とさせていただきます。ただ、この日、4常任委員会が開催されますので、4常任委員会終了後ということになります。おおむね午後2時をめぐりに開催をさせていただきたいと思っておりますので、こちらも御承知おきいただきたいというふうに思います。

以上で、議会運営委員会を散会いたします。

---

散会 午後2時18分